

大臣官房国際課・国際統括官

① はじめに

新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大等を受け、国際社会は様々な困難に直面しています。国際的な枠組みにおいても、コロナ禍における新たな教育の在り方に関する議論等が行われてきました。また、留学生、研究者、文化・スポーツ関係者等といった人の往来にも影響が及びましたが、文部科学省では、昨年11月末に入国制限が強化された際には、「水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォース」を設置し、措置の影響について現場の状況を把握するための体制を整備するなどしながら対応してまいりました。予見の難しい時代ではありますが、教育・科学技術・スポーツ・文化の各分野において、グローバル人材の育成や、世界各国及び地域との交流・協力の一層の強化に努めてまいります。

② ユネスコにかかる取組について

○ SDGs 実現に向けた ESD の推進

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。平成27年に国連サミットで採択され、2030年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計9つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導しています。昨年、日本はユネスコ加盟70周年の節目の年を迎えました。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神のもと、SDGsの実現に向け、我が国は、諸外国政府やユネスコ等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。

特に教育分野において我が国は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」である持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の重要性を提唱しました。持続可能な社会の創り手の育成は、SDGsの実現に大きく貢献するものであり、国内外において様々な活動を推進しています。

我が国においては、幼稚園教育要領や小・中学校及び高等学校の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。さらに、国際的にも、ESDの新たな実施枠組みである「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が令和元年11月の第40回ユネスコ総会で採択、12月の第74回国連総会で承認され、令和2年より開始されました。また、第74回国連総会においては、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものであるESDが、SDGsの17のゴール全ての実現への鍵であることも併せて確認されています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、学びの在り方を含めた社会の在り方が大きく変わる中、ESDが持続可能な社会の実現に向けて果たす役割は、非常に大きいと言えます。

○ ESD 推進のための具体的な取組

我が国は、ESD提唱国として様々な取組を推進しています。

「ESD for 2030」に基づく各ステークホルダーの取組を促すため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（事務局：文部科学省、環境省）において、

ESDの推進に取り組むステークホルダーや有識者との意見交換を行いながらESD国内実施計画を進めています。また、文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）をESDの推進拠点と位置付け、ESD及びユネスコ活動の推進に取り組んできました。

各ユネスコスクールは「ユネスコスクールガイドライン」等に基づき、積極的な活動を展開することが求められています。ユネスコスクール加盟のメリットは大きく分けて2点あります。1点目は、世界的な学校間ネットワークの一員となり、生徒や教員が、国内や海外のユネスコスクールと交流して、経験や情報を共有できることです。ユネスコが開催する国際会議や国際協働プロジェクトに参加することも可能であり、こうしたネットワークを活用した活動はグローバル人材の育成という観点からも有効です。2点目は、学校関係者の意欲に応じて、ESD実践のための人・モノ・情報が得られ、教育手法の変革と児童生徒の変容につながることで、ユネスコスクールでは、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程等、ESDの実践に関する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年ユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）において共有しています。令和3年度の第13回大会はオンラインで開催され、「大震災から明日を拓く教育の在り方を探るービフォー311・アフター311から学ぶ」をテーマに、宮城教育大学を拠点とした、東北地方のユネスコスクールの教員によるESDと連携させた防災教育の未来像についてパネルディスカッションを行いました。全国から300名を超える教職員、教育委員会関係者、ユネスコ活動関係者等の参加があったほか、当日の映像は、令和4年2月18日までアーカイブ配信を実施し、約1000名が視聴しました。また、日本のユネスコ加盟70周年を記念し、「わが国におけるユネスコの功績、SDGs達成に向けての役割」と題する特別座談会や、「ESD推進による令和の日本型学校教育の構築」「『学び』の先に見える”可視化未来”と自己」「学校の実践、取り組みを評価し、成果を広める」「ユースの活動と国際交流ーVoice of Youth Empowermentの事例から」の4つの分科会等を実施しました。令和4年度も引き続き開催予定です。

令和元年度からは、「SDGs達成の担い手育成（ESD）

推進事業」を実施し、SDGsの実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上、評価手法の開発等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。また、学校現場においてESDがより一層浸透していくことを目標に、平成28年に初版を作成した「ESD推進の手引」について、教育関係者の方々にとってESDの実践により一層役立つものとなるよう、令和3年5月に改訂し、日本ユネスコ国内委員会ホームページ等を通じて提供しています。さらに、日本ユネスコ国内委員会のFacebook及びユネスコスクール公式ホームページで国内外の動きを紹介、令和4年3月に改訂した「ユネスコスクールガイドブックーESDの活動を通じて創る未来ー」を日本ユネスコ国内委員会ホームページ等に掲載する等、幅広く情報発信を行っています。



ユネスコスクール ガイドブック

このほか、環境省と文部科学省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」を形成し、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

さらに、ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援でユネスコが実施する「ユネスコ／日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESD

の実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるものです。当初の設置期間はグローバル・アクション・プログラム（GAP）が実施された平成27年～令和元年の5年間でしたが、その後令和2年～令和7年の6年間の実施期間の延長及び隔年での実施（令和3年、令和5年、令和7年）が決定し、世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれています。

また、我が国においては、ESDとユネスコの科学分野との連携も推進しています。ユネスコエコパークとユネスコ世界ジオパークは、SDGsを通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールをはじめとしたESDの取組との連携による相乗効果が期待されています。

今後も、国内外におけるESDの推進をはじめとする平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動をより一層推進してまいります。

3

OECDとの連携・協力

文部科学省では、経済協力開発機構（OECD）とも協力・連携し、国際交流等に関する施策を進めています。

OECDでは、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究等の事業が行われており、我が国も参加しています。令和4年度には、PISA2022年調査やPIAAC第2回調査といった国際的な調査が実施される予定であり、文部科学省として本調査の結果を児童生徒の学力向上を図る取組等に活用することとしています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和3年5月に開催された第3回グローバル・フォーラムでは、生徒や教員、政府関係者等が参加するバーチャルワークショップが、「ポストコロナ教育に向けた準備：個々に応

じたデジタル・カリキュラムを通じた公平性ギャップの解消」をテーマとして、開催されました。我が国からも生徒や教員が出席し、コロナ禍における学校での取組事例を発表する等、我が国の情報を世界へ発信しました。

さらに、「Education 2030」事業においては、令和3年5月と12月に本事業が各国に行ったカリキュラムの再編成に関する調査に基づいて各国の状況と課題をまとめた報告書（「Adapting Curriculum to Bridge Equity Gaps: Towards an Inclusive Curriculum」と「Embedding Values and Attitudes in Curriculum: Shaping a Better Future」）が刊行されました。今後、新たな教育の在り方を検討する際の参考として活用されることが期待されています。

加えて、文部科学省はOECDとの共催により、OECD教育事業の紹介等を通じた我が国の教育発展への寄与等を目的として、OECD/Japanセミナーを開催しています。令和4年2月には、国内外の教育関係者等を対象に、「教育現場を変革するデジタルの力」をテーマとして、第21回セミナーをオンライン開催しました。本セミナーでは、教育のデジタル化に関するOECD加盟国及び我が国の取組に関する事例発表と意見交換が行われました。

4

外国人の受入れ・共生の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあり、また近年新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。そのため、政府は、平成30年12月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

文部科学省では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行っています。

また、外国人の子供の就学機会の確保や日本語指導が

必要な児童生徒に対する指導体制の構築を図るため、就学状況把握・就学促進のための取組、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を引き続き行います。更に、高等学校段階における日本語指導のための「特別の教育課程」編成・実施の制度導入（令和5年度予定）に向けて、必要な指導体制の整備を進めていきます。

加えて、令和3年6月より、新型コロナウイルス感染症対策を含め、外国人学校における保健衛生に係る課題の整理及び改善策の検討のため、「外国人学校における保健衛生環境に係る有識者会議」を開催し、同年12月に最終とりまとめを行いました。本とりまとめの内容も踏まえ、令和4年度から外国人学校の保健衛生環境の整備に向けた新規事業を実施します。今後とも、外国人の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力に推進していきます。

5

国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府としては、「2022年度までに我が国における国際バカロレア認定校等を200校以上」とすることを目標に掲げ、その導入推進に取り組んでおり、公立学校での導入も進んでいます。令和3年12月現在で、我が国におけるIB認定校等は、175校となっています。

文部科学省では、IBの普及促進のため、平成30年度に「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を設立し、IBに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウムの開催、国内大学入試におけるIBの活用促進（令和3年12月現在で68大学（「文部科学省IB教育推進コンソーシアム調べ」））等を行ってきました。令和3年度には、高等学校学習指導要領が令和4年度から年次進んで実施されることを踏まえ、学習指導要領とIBの双方を履修する必要のあるIB認定校や生徒の負担を軽減するため、学習指導要領上の教科・科目等とIBの科目との対応関係を改めて整理しました。

令和4年度も、IBの導入を希望する学校・教育委員会等

に向けたきめ細やかな支援を引き続き推進していきます。

<参考：文部科学省 IB 教育推進コンソーシアム>

<https://ibconsortium.mext.go.jp/>

6

JICA 海外協力隊
「現職教員特別参加制度」

「JICA 海外協力隊」は、日本政府の ODA 予算により、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。教員の国際協力への参加促進を目的とし、文科省と JICA の共管事業として、平成13年度に JICA 海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。これまでに1,400名を超える教員が世界各地の開発途上国等に派遣されています。本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（通常2年3か月の派遣期間を4月からの2年間とする）、1次選考（技術選考）の免除等、教員の参加を促す様々な措置を講じています。

本制度は、令和3年に20周年を迎えました。近年は、外国人児童数の急増に伴い学校現場が多様化し、また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、学習指導要領の前文に「持続可能な社会の作り手」の育成について明記されるなど、日本の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現



現職教員特別参加制度の取組
(写真提供：JICA)

地の人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力等、教員としての資質の向上が期待されます。帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国教育の充実にもつながることが期待されています。

こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。

<参考：現職教員特別参加制度>

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/teacher/index.html

7

日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度等、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成 28 年度から「日本型教育の海外展開推進事業」(EDU-Port ニッポン)を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協働する場(プラットフォーム)を構築するとともに、企業や大学等が行う

海外展開事業を支援しています。事業開始から令和 3 年度までの 6 年間で、45 か国・地域から約 9 万 1000 人の参加がありました。

令和3年度 EDU-Port 応援プロジェクトに採択された名古屋産業大学による取組では、ベトナムの小・中学校、高等学校を対象に、緑化樹木調査のための機材と教材を提供することで、気候変動教育を支援しています。三重県の高田高等学校等と連携し、植物の光合成実験を収録した視聴覚教材、ベトナム語の学習指導計画を作成しました。また、ホーチミン市台湾学校の教員と日本の教員との間で開催した Web ミーティングにおいては、視聴覚教材、学習指導計画を活用した授業実施について意見交換を行い、教員間の相互理解が深まりました。

令和4年度の EDU-Port ニッポンでは、官民協働のプラットフォームを通じて、引き続き企業や大学等による日本型教育の海外展開等を推進するとともに、With/Post コロナにおけるアフリカ諸国のニーズ把握・海外展開の方策等に関する調査研究を実施します。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。

<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



<https://www.eduport.mext.go.jp/contact.html>

<参考：EDU-Port ニッポン>



<https://www.eduport.mext.go.jp/>



EDU-Port ニッポン応援プロジェクトの取組
(写真提供：学校法人菊武学園 名古屋産業大学)

8

人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、平成 28 年の G7 倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、平成 29 年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を行い、現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

具体的には、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、我が国の教員の家庭を直接訪問し、相互の交流を深めてもらうことで、相互理解と友好親善を図ってきました。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図ってきたところです。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な人の往来が困難となったため、オンラインで中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計 130 名の教職員が事業に参加しました。

また、教職員交流を通じた国際比較研究事業では、香港、シンガポール、マカオを対象に、事前調査を実施した上で、小学校から高等学校までの教職員とのオンライン交流を通じ、現地での生徒指導や教育相談等の事例を調査するとともに、対象国との比較研究を実施しました。

日米間においては、昭和 26 年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約 10,000 名の学生・研究者等の交流が行われており、令和 3 年度も、本事業を通じて、日本から 31 名を米国に派遣し、米国から 31 名の奨学生を日本に受け入れました。令和 4 年には、日米教育交流計画が 70 周年を迎え、記念式典や特別プログラム等が予定されており、日米交流の更なる推進を図ってまいります。

How many Fulbrighters ?

OVER
6,600日本から米国への
フルブライト留学者数
(1952-2022)OVER
2,900米国から日本への
フルブライト留学者数
(1952-2022)

6

ノーベル賞受賞者数
※日本人フルブライター4人+
米国人フルブライター
(日本に留学) 2人

日米フルブライト交流事業 70 年間の実績

<参考：日米フルブライト交流事業>

<https://www.fulbright.jp/scholarship/index.html>